

特別支援学校等への教員等の適切な配置等  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
共 生 社 会 担 当 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

特別支援学校・学級に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍し通級による指導を受ける児童生徒は年々増加しており、専門的な知識や経験を持つ教員等の増員による新たな特別支援教育体制の整備が課題となっている。

また、共生社会の形成に向け、障害者の権利に関する条約に基づく、多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められる中、増加する医療的ケア児への対応等、特別支援教育の更なる拡充が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、財政措置を含めた特別支援学校等への教員等の適切な配置等により、特別支援学校等における児童生徒の増加や様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 障害のある児童生徒への日常生活動作の介助や、学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員、保護者の相談窓口や福祉・医療等の関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターの適切な配置を支援すること。
- 2 児童生徒に対して医療的ケアを実施する看護師や、障害の状態に応じた的確な支援を実施する言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家を必要に応じて適切に配置するための支援を行うこと。
- 3 特別支援教育を行う担当の教員に加えて学校長等への指導や研修等を実施し、各学校におけるインクルーシブ教育を校内全体で一体的に推進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。
- 4 G I G Aスクール構想で整備されている1人1台端末を、授業以外でも、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用する「特別支援教育デジタル支援員（仮称）」の配置を支援すること。
- 5 特別支援学校における教育の質の向上のため、教員への特別支援学校教諭免許状の取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等を行うとともに、特別免許状による教員の登用を推進すること。